

「外国人留学生県内就職促進事業委託業務」に関する一般競争入札公告

「外国人留学生県内就職促進事業委託業務」について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条第1項の規定により公告する。

令和5年3月13日

岐阜県知事 古田 肇

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名
外国人留学生県内就職促進事業委託業務
- (2) 委託業務の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期限
契約締結日から令和6年3月20日

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 岐阜県内または愛知県内に本社、本店、支店または活動拠点を置いている法人等であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 一般競争入札参加資格審査申請期限日において岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- (4) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
- (5) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）

- ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る資格停止措置要領」に基づく資格停止措置を、一般競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。
- (8) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、一般競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (10) 県税等の公租公課について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。
- (11) 過去 3 年以内に、国、都道府県または市町村が発注する、学生を対象とした就職支援事業を受託した実績があること。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒500-8570 岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号
岐阜県商工労働部 産業人材課 外国人雇用対策係
電 話 058-272-1111(内線 3681)、F A X 058-278-2676
メール c11369@pref.gifu.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和 5 年 3 月 1 3 日（月）から令和 5 年 3 月 2 2 日（水）までの毎日（県の機関の休日を除く。）

時間は、午前 9 時から午後 5 時まで。

イ 交付場所

3 の（1）に同じ。

電子メールによる交付を希望する場合は上記 3 の（1）まで申し出ること。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める入札参加資格確認申請書に 2 の（1）及び（11）に該当することを説明する書類を添付した上で 3 の（1）まで郵送（必ず「簡易書留」としてください。）により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期限 令和 5 年 3 月 2 2 日（水）午後 5 時

期限までに入札参加資格確認申請書及び添付書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 入札参加資格の確認結果は、令和5年3月24日（金）までに通知する。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和5年3月28日（火）午前10時

イ 場 所 岐阜県岐阜市藪田南5丁目14番12号
岐阜県シンクタンク庁舎 3階 入札室

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の(4)のイの場所において行う。

(6) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

規則第114条各号に該当するときは、免除する。

ウ 落札者の決定方法

落札者は、規則第111条の規定により定めた予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。

なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。

入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

- (3) 郵便又は電信による入札は、認めない。
- (4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。
- (5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず契約の締結をしないことがある。
なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。
- (6) 落札者が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。
また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。
- (8) 令和5年度予算の議決が得られなかった場合には、入札の執行を取り止めることがある。なお、これに伴い損害が生じた場合にあっては県はその損害について一切負担しない。